

「いわて酒ノ宴 2025in もりおか」（仮称）企画運営業務

業 務 仕 様 書

令 和 7 年 2 月

盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「いわて酒ノ宴 2025in もりおか」（仮称）企画運営業務（以下「本業務という。」）に係る委託候補者の選定に関して、実行委員会が委託する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

盛岡広域圏（※）ならではの観光コンテンツである酒蔵ツーリズムの確立を推進するため、酒造り文化を中心に食や文化等の地域資源の魅力を発信する事業の一環として、消費者と蔵元が交流できる酒類の試飲と、お酒と楽しむ県産食材を使用したグルメが一堂に会するイベントを開催する。

※ 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町

(2) 業務名

「いわて酒ノ宴 2025in もりおか」（仮称）企画運営業務

(3) 主催及び共催

主催：盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

共催：岩手県酒造組合、盛岡広域商工団体観光・物産フェア実行委員会（事務局：盛岡商工会議所）

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年11月28日まで

(5) 開催日時

令和7年10月4日（土）・5日（日）11時から17時まで（最終日は16時まで）

(6) 開催場所

もりおか歴史文化館前特設会場及び盛岡城跡公園芝生広場

2 委託業務の内容

(1) イベント会場関係

ア 盛岡市への会場使用の申込及び使用料の費用負担は実行委員会が行い、会場で使用する設備及び備品等（以下「設備等」という。）の手配、会場で発生する電気料、附属設備及び設備等の使用料等、前述の会場使用料以外の費用負担は受託者が行うこと。

イ 会場レイアウトを企画し、会場の設営及び撤去を行うこと。

ウ 会場レイアウトに併せて会場入口及び会場内の案内看板等をデザイン・作成し、設営・撤去すること。

エ 会場内に飲食スペースを設置すること。

オ 会場内に夜間警備を配置すること。

カ 会場設営は令和7年10月2日（木）からイベント開催まで、撤去はイベント終了から同年10月6日（月）までに完了すること。

キ イベント実施に必要な電源工事及び給排水工事を行うこと。

ク 当日のイベント運営に従事する運営スタッフは、実行委員会及び盛岡商工会議所から動員する若干名以外は、必要人数を受託者が確保すること。（管内市町職員の動員は予定しない。）

ケ 運営スタッフの役割分担及び行動スケジュール等のマニュアルを作成し、事前に説明会を開催して周知するなど、円滑なイベント運営を図ること。なお、実行委員会及び盛岡商工会議所からの動員費用は不要とするが、受託者が確保する当該スタッフの人件費等は受託者が負担すること。

コ 必要に応じて、イベント当日の出演者及び関係者の昼食弁当を手配すること。

サ 会場で発生したゴミの収集及び処理を行うこと。

シ 舞台の設営に伴う音響関係については、必要に応じて音響設備及び運用技術者を手配し、イベント当日に運用すること。

ス 出店者証、スタッフ証及び駐車証の必要枚数を準備すること。

セ イベント実施に必要な法令に基づく行政機関への申請及び届出等を行うこと。

(2) ロゴの使用

ポスター及びチラシ等の広報物品に使用するイベントの統一ロゴは、「いわて酒ノ宴 2024in もりおか」のロゴを使用すること。なお、デザイン著作権者に対する使用許諾の申込及び使用料の費用負担は受託者が行うこと。

(3) 広報宣伝関係

ア イベントを告知するポスター及びチラシについて、適切な仕様（サイズ、色数及び枚数）を企画のうえデザインし、作成すること。

イ 会場案内用パンフレットについて、適切な仕様（サイズ、色数及び枚数）を企画のうえデザインし、作成すること。

ウ 実行委員会の構成団体である報道機関のテレビ、ラジオ及び新聞等のマスメディアを通じて、効果的な事前告知を行うこと。（委託料にテレビ・ラジオ及び新聞等の広告制作料を含むこと。）

エ その他、番組タイアップや情報誌、ホームページ及びSNSの活用等、県内外へのイベント開催の周知及び集客に効果的な広報について企画し、実施すること。

(4) JR山田線の利用促進

当イベントを活用してJR山田線の利用促進を図るため、JR山田線の車窓から撮影した風景写真の投稿者にチケット代を割り引く“ハッシュタグキャンペーン”を実施する予定であり、当該キャンペーンの実施をポスター及びチラシに掲載しPRすること。

(5) 酒造会社・飲食店の出店関係

(酒類関係)

ア イベントへの出店者の募集及び選定は実行委員会が行い、受託者は、参加が決定した出店者に対しブース設営等に必要な各種調整を行うこと。なお、酒類関係の出店者から出店料は徴収しないこと。

イ 酒類関係の出店は25社程度（「いわて酒ノ宴 2024in もりおか」と同水準）とすること。

(グルメ関係)

ウ イベントへの出店者の募集・決定は、盛岡広域商工団体観光・物産フェア実行委員会（事務局：盛岡商工会議所）が行うことから、参加が決定した出店者に対し、ブース設営等に必要な各種調整を行うこと。なお、飲食店等からは出店料として1店舗当たり20,000円（飲食店：10,000円、盛岡商工会議所：10,000円）を徴収すること。

エ グルメのほかソフトドリンクの販売を可とするが、酒類の販売は認めないこと。

オ 飲食関係の出店は、20社程度（「いわて酒ノ宴 2024in もりおか」と同水準）とすること。

(6) チケットの作成及び販売等

ア 酒類関係はチケット制とし、試飲に必要なチケットを事前に作成・販売すること。実行委員会が想定するチケットの種類を以下のとおりとするが、これ以外の提案も受け付けること。なお、グルメ関係は現金払いとすること。

(チケットの種類の設定)

前売りチケット（当日、会場受付で試飲チケットと引換え）：試飲チケット 10 枚＋やわらぎ水

当日チケット：試飲チケット 10 枚

当日チケット・ハーフ：試飲チケット 5 枚（当日チケットの半額で販売）

イ チケット料金の設定及び効果的な販売の方法を提案し、実行委員会と協議のうえ決定すること。

ウ チケットの売上げは受託者の収入とし、チケットと引換えに出店者が提供する酒類の代金及びイベント運営等の費用に充当すること。

エ チケット制による試飲のほか、出店者による持ち帰り用の酒類の販売（現金払いのほか、試飲チケットの使用可）を行うこととし、販売に必要な調整を行うこと。

(7) 試飲の受付等

ア 前売りチケットと引換えに、試飲チケット（10 枚相当を基本とし、酒類以外への利用も可）及び飲料水（やわらぎ水、500 ml ペットボトル）を来場者に渡すこと。

イ 会場入口に当日チケット売場を設置し、来場者が円滑にチケットを購入できる方法（例：電子決済の導入）を提案すること。

ウ 酒類の試飲は、販売価格等に応じ、必要となる試飲券の枚数を設定して行うこと。

エ 試飲用カップに注ぐ量は、日本酒・ワインは一杯当たり 50 ml 程度（3 オンス／90 ml の 6 割）、ビール・リキュールは 120 ml（7 オンス／205 ml の 6 割）を基本とし、出店者へのルールへの厳守と来場者への周知を行うこと。

(8) アンケートの実施及び来場者数の取りまとめ

来場者に対してアンケートを実施するとともに、イベント終了後、来場者数及び各ブースの試飲チケット回収数等を取りまとめること。

(9) 酒類の出店者への払戻し

酒類の各出店者から試飲チケット回収枚数を申請させ、後日、試飲チケット 1 枚当たりの定額（「いわて酒ノ宴 2024in もりおか：110 円／枚（税込））に回収枚数を乗じた金額を販売精算金として各出店者に支払うこと。

(10) イベントの賑やかし演出関係

幅広い年齢層が楽しめて、かつ集客に繋がる演目のほか、特別ゲストによる“酒”に関わるトークショーやMCを起用したステージイベントを企画し、実施すること。なお、ステージイベントの運営及び内容について、あらかじめ実行委員会と協議すること。

(賑やかし演出の例)

- ・ 郷土芸能団体の演舞、街なかさんさ踊り、ラジオの公開生放送、出演希望者の募集
- ・ 特別ゲストと女性南部杜氏とのトークショー
- ・ 酒造会社の紹介等、出店者の商品のPRに繋がる企画
- ・ チケット購入者が参加できる抽選会

(11) インバウンド対応等

ア 外国人観光客が来場することを想定し、会場入口及び会場内の案内看板等における多言語表記等のインバウンド対策について工夫すること。

イ 令和7年度秋季（9～11月）JR東日本重点共創エリア指定により、岩手県とJR東日本等が連携して連携して展開する秋季観光キャンペーンのプロモーションを活用したイベントの事前告知等の情報発信について検討し、実施すること。

(12) リスクマネジメント

ア イベント開催中にけが人や病人が発生した場合の対応、イベント開催時間外（夜間等）に緊急事案が発生した場合の連絡・通報体制を整備すること。

イ 悪天候等で2日間ともイベントの開催を中止した場合は、当日までの準備に要した費用について、委託料の当初契約額で精算すること。また、前売りチケット購入者への払戻し等の取扱いについてあらかじめ定め、チケット販売時に周知すること。

(13) スケジュールの作成

委託契約締結から業務完了までのスケジュール表を作成し、実行委員会と共有して本業務の進行管理を適切に行うこと。

3 過去の開催実績（参考）

(1) いわて酒ノ宴 2023in もりおか

ア 開催日 令和5年9月30日（土）・10月1日（日）

イ 会場 もりおか歴史文化館前特設会場及び盛岡城跡公園芝生広場

ウ 来場者数（2日間合計） 10,855人

エ チケット販売売上（金額は税込）

前売引換券（2,000円、試飲チケット10枚＋やわらぎ水）1,647枚、当日券（2,000円、試飲チケット7枚）660枚、おかわり券（1,000円、試飲チケット5枚）484枚 合計2,791枚、5,098,000円

(2) いわて酒ノ宴 2024in もりおか

ア 開催日 令和6年10月5日（土）・6日（日）

イ 会場 もりおか歴史文化館前特設会場及び盛岡城跡公園芝生広場

ウ 来場者数（2日間合計） 17,000人

エ チケット販売売上（金額は税込）

前売引換券（3,000円、試飲チケット10枚＋やわらぎ水）2,266枚、当日券（3,500円、試飲チケット10枚）830枚、おかわり券（1,000円、試飲チケット4枚）838枚 合計3,934枚、10,541,000円

4 留意事項

(1) 受託者は、上記2の各号に掲げる委託業務の内容を誠実に遂行するものとし、本業務の準備及び執行に当たっては、随時、実行委員会と協議すること。

(2) 受託者は、本業務の進行過程を含む全体のスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。

(3) 実行委員会と協議のうえ業務の詳細を決定し、逐次、実行委員会にその進捗状況を報告すること。

(4) 準備段階で、実行委員会から求められた委託業務に関する資料等の提供を行うこと。

- (5) 業務完了後、速やかに事業完了報告書（別途、様式を指定）を作成し、提出すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、実行委員会と協議のうえ決定すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先（商号又は名称）及び再委託しようとする業務の内容等の必要事項について、あらかじめ実行委員会に書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- イ 実行委員会は、上記(1)のイにより、受託者が本業務の一部を委託した第三者による本業務の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じるとともに、その結果を、請求を受けた日から10日以内に実行委員会に対して書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作した成果物及び資料並びにその利用に関する著作権及び所有権等については、原則として、委託料の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。